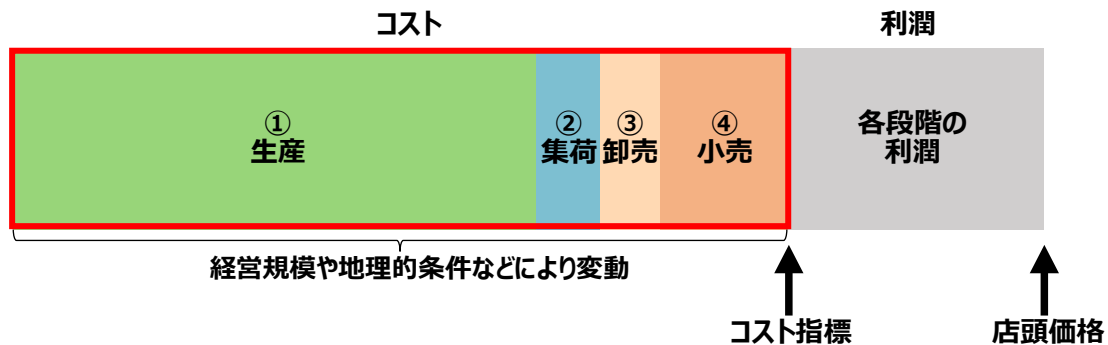


## 60 ㇿ税込み 3 万 354 円に 段階別「コスト指標」算出

### 米穀機構の委員会が検討結果集約

米穀機構は 6 日、食糧会館（東京都中央区）で令和 7 年度第 4 回コスト指標作成等委員会を開き、昨年 12 月から続けてきたコメの「コスト指標」に関する検討結果を取りまとめた。各種統計や調査結果を踏まえ、生産・集荷・卸売・小売の各段階のコスト指標（下概念図参照）を全国 1 本価格としてそれぞれ算出。同日現在の数値を生産から小売まで合計すると、60 ㇿ玄米で税込み 3 万 0354 円と試算できる（次頁表参照）。

### コメのコスト指標の概念図



段階別に費用項目に基づいて整理されたコメのコスト指標は、60 ㇿ換算で①生産段階 2 万 0437 円②集荷段階 2544 円③卸売 2346 円④小売 5028 円——で、合計すると 3 万 0354 円となる。

同委員会は、コスト指標について「コストの積み上げ値であり、利潤を含まないもの。また、取引における価格を約束するものではなく、取引において参照される指標」と定義。各産地で今回のコスト指標を参考に、個別のコストを整理・提示し、交渉が行われていくことを想定している。

各段階のコスト指標の根拠は次の通り。①生産段階＝農産物生産費統計（個別経営体）と 1 ㇿ以上 3 ㇿ未満の作付規模の経営体の生産費②集荷段階＝広域流通産地として代表的な地域におけるコスト調査③卸売段階＝全国の米穀卸売業者を対象としたコスト調査④小売段階＝全国の都市圏の小売事業者を対象としたコスト調査。

これまでの会合では、流通委員から生産段階のコスト指標算出について「1 ㇿ以上 3 ㇿ未満の生産者を代表的な規模としている理由は何か。流通量の 7 割を生産費が低い経営規模 3 ㇿ以上が占める中で、合理的な根拠がある指標とは言い難い」との指摘があった。これに対して生産委員は、「単純な平均値が必ずしも代表的なものとはならない」と反論する場面がみられた。

米穀機構は今後、コスト指標作成団体としての認定を農相に申請。農水省による利害関係人に対する意見聴取や公正取引委員会における協議といった認定プロセスを経て、認定を受ける予定。その上で 4 月にも、正式なコメのコスト指標を公表する運びとなる。

食料システム法では、「費用等の考慮を求める事由を示して協議の申し出があった場合、誠実な協議に応じること」などの努力義務を取引事業者に課している。費用を考慮した取引を促進するため、認定団体にコスト指標を作成させる仕組みを設けている。

### コメのコスト指標のイメージ（令和 8 年 3 月 6 日時点）

段階	費用項目	コスト	前年比
生産 ①	労働費	113.9 円	+ 3.4%
	農機具費	70.4 円	+ 7.6%
	賃借料および料金	28.0 円	+ 6.6%
	肥料費	22.7 円	+ 4.5%
	農業薬剤費	18.2 円	+ 2.8%
	その他	85.8 円	▲ 1.9%
	計 (60kg 換算)	340.6 円 (20,437 円)	+ 3.6% (+ 3.5%)
集荷 ②	保管料・入出庫料	8.9 円	+ 1.7%
	運賃	9.2 円	+ 2.9%
	人件費	7.0 円	+ 5.7%
	その他	17.3 円	+ 2.4%
	計 (60kg 換算)	42.4 円 (2,544 円)	+ 2.9% (+ 2.9%)
卸売 ③	輸送費	9.2 円	+ 5.8%
	精米費	15.7 円	+ 0.1%
	販売費	3.8 円	+ 3.8%
	管理費	6.8 円	+ 3.0%
	その他諸費	3.6 円	+ 5.9%
	計 (60kg 換算)	39.1 円 (2,346 円)	+ 2.8% (+ 2.9%)
小売 ④	人件費	32.6 円	+ 2.6%
	物流費	7.9 円	+ 5.8%
	その他	43.4 円	+ 3.3%
	計 (60kg 換算)	83.8 円 (5,028 円)	+ 3.1% (+ 3.1%)
4 段階合計 (60kg 換算)		505.9 円 (30,354 円)	+ 3.5% (+ 3.5%)
4 段階合計 (5kg 精米換算)		(2,811 円)	(+ 3.4%)

(注) ①四捨五入の関係で各費目の合計や変動額と変動率が一致しない場合がある。

②「60kg 換算」および「5kg 精米換算」の「前年比」は本紙試算。③税込み価格。

### 違法な取引には規制措置も

このため、違法とみられる取引について通報を受け付ける「フード G メン」を配置し、必要に応じて勧告・公表・命令に加え、公取委に通知を行う法的な仕組みを導入。事業者にとっては、「適正価格」の実現の一助になり得る半面、自由であるべき民間の取引に国が立ち入る規制的な側面には問題がある。いわば「間接的に国が価格にコミットする」統制的な側面も強く、“先祖返り”した制度との観が否めない。令和 8 年産備蓄米の買入札に、もろに影響を及ぼすのだ。